

綾瀬市教育委員会会議録

令和5年11月定例会

令和5年11月16日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教	育	長	袴田	毅	君	
教	育	長	職務代理者	田中	恵吾	君
委		員	平出	恵子	君	
委		員	亀ヶ谷	由美子	君	
委		員	齊藤	隆訓	君	

事務局職員

教	育	部	長	長谷川	裕司	君						
教	育	総	務	課	長	佐藤	三浩	君				
参	事	兼	学	校	教	育	課	長	堺	千津子	君	
学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	比留川	晋一	君
参	事	兼	教	育	指	導	課	長	渡邊	倫康	君	
参	事	兼	教	育	研	究	所	長	生駒	美穂	君	

書記

教育総務課総務担当総括副主幹	奥田	墨斗
教育総務課総務担当主事	野尻	裕一

令和5年綾瀬市教育委員会会議11月定例会議事日程

令和5年11月16日（木）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第28号議案	令和5年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算 (案)に係る意見の申入れについて
------	--------	------------------------------------------------

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出者はありませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議11月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員の指名」をいたします

会議録署名委員に、亀ヶ谷委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

ここで、本日の議事日程についてお諮りいたします。

「日程第2 第28号議案 令和5年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れ」については、綾瀬市議会12月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開である情報等が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第8条第1項第4号の規定により非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。本件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、第28号議案は非公開審議とすることに決しました。

それではこれより審議に入りますが、本日は傍聴者がおりませんのでこのまま審議を続けたいと思います。

「日程第2 第28号議案 令和5年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れ」、この件を議題といたします。

それでは本件について説明を求めます。教育部長、お願いたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第28号議案 令和5年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」、ご説明いたします。

秘密会議案書の1ページをご覧ください。

中段の提案理由ですが、令和5年度の教育委員会に係る補正予算を市議会12月定例会へ上程するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、綾瀬市長へ教育委員会の意見の申入れをいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定により、提案するものでございます。

今回の補正予算の内容でございますが、年度当初に集中する契約に関する事務を平準化し、事務の負担軽減とともに、適正な事務執行に資するため、前年度の1月から3月までに期間を分散して、翌年度に係る契約事務を進めることができるよう、一部の事務について、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

「第1表 債務負担行為補正」でございます。

「1 追加」でございますが、記載の12事業につきましては、設備の保守点検業務など、新年度に入りましても滞ることなく、引き続き実施が必要となる業務委託等につきまして、令和5年度中に契約締結できるよう、契約事務を平準化することを目的に、単年度会計の例外である債務負担行為を設定するものでございます。

次に、3ページ・4ページをご覧ください。

債務負担行為に関する調書でございます。

限度額は、それぞれの予算額で、令和6年度に支出するものとしております。

以上で教育委員会関係の補正予算についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第28号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

説明ありがとうございました。

昨年度の債務負担行為と比較したら、3事業が新たに記載されていると思いますが、それは新規事業と捉えてよろしいのでしょうか。

もしそうであれば、大ざっぱで結構ですので、その事業の内容についてご説明いただければ助かります。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

今、ご質問いただいた内容でございます。

3点、昨年と比べて事業が増えている状況でございます。

一点目につきましては学校給食材料経費、もう一点が小学校水泳事業指導業務、最後に小・中学校プール清掃業務。以上の3点が今回新たに追加されている事業でございます。

この内、小学校プール清掃業務につきましては、債務負担行為では新規となっておりますが、令和5年度から当初予算に計上させていただきまして、プール清掃を行っているという状況になっています。

今回債務負担行為に設定した理由でございますが、今年度は当初予算に計上して契約し、清掃を行ったわけですが、契約からプールの清掃が行われるまでの期間がなかなか取れなかったというところがございますので、前年度に契約し、清掃の期間を確保するという意味で今回、債務負担行為として設定したものでございます。

もう一つ、小学校の水泳指導の業務でございます。

こちらは昨年度、当初予算にも載っていませんし、債務負担行為も設定してございません。新たに設定するものでございます。

こちらにつきましては、昨年度、プールの在り方基本方針というものを教育委員会で定めました関係で、プールを民間に委託するという方針を定めてございます。

小学校2校につきましてモデルケースとして、民間施設へ水泳授業を委託するという内容で、今回、債務負担行為を設定させていただいたものとなっております。

前年度の12月末までに来年度のカリキュラムが作成されることから、2月と3月で、学校・委託先との調整が必要となることから、今回債務負担行為を設定させていただいて、年度内に契約を行いまして、来年度のプール授業に備えるというものでございます。以上でございます。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

よくわかりました。ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

学校給食食材料経費の債務負担行為に関しましては、来年度に公会計化をするに当たりまして、令和6年度当初の給食を提供するためには、今年度中に学校給物資等の購入をする必要があることから、公会計化に伴い新たに債務負担行為を設定させていただいたものでございます。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

他は、いかがですか。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

合計4点、お聞きしたいことがあります。

まず一点目ですが、学校給食材料経費のところ、支出財源が「その他」になっているのですが、どういうことになっているのか。

二点目は、3ページにあります限度額、それぞれ書いてあるのですが、もしこの限度額を超えてしまった場合は、どのような処理が行われるのか。

三点目は、4番の小学校水泳授業指導業務とありますが、この業務内容を少し詳しく教えていただきたいということ。

最後が、11番の小・中学校の遊具・体育器具等安全点検業務。この点検は年に何回あるのかということをお聞きしたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

まず一点目の学校給食材料経費の特定財源の「その他」の部分でございますが、学校給食材料経費のうち、その財源となるのは、保護者からいただく学校給食費になります。

これが今回、公会計化するに当たりまして、諸収入の雑入、教育費雑入の中の学校給食費という科目になります。これが「その他」に当たるもので、歳入のうち債務負担行為に必要な2億6,335万6,000円に対して特定財源として充てているものになります。以上です。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

まず水泳指導ですね。指導を専門の委託先、インストラクターにお願いするということでございますので、水泳の指導料、監視員の配置、施設の利用料、光熱水費、プールの薬剤代など、あとは学校によっては送迎に伴うバス代が含まれます。

もう一点、遊具点検の内容でございます。夏休みに各校年1回行うような形を想定しております。

内容につきましては、例えば塗装の状況であったり、鉄物の錆の状況であったり。あとボルトなどの確認と増し締め。そういったものが点検の内容になっております。点検箇所につきましては

は、鉄棒やジャングルジム、うんてい、ブランコ、そういったものを予定しております。

最後に、限度額を超えた場合の対応についてでございますが、こちらにつきましては、あくまでも限度額ということになっておりますので、限度額を超えて執行することは基本的にはできません。

もし、する場合は、補正を行い、限度額を変更するような手続きが必要になってくるものと考えております。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしいでしょうか。

他は、いかがでしょうか。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

一番上の小・中学校宿泊行事等看護及び介助業務についての金額、1,100万円のところで、こちらに関わってくださる方は資格を持った現役の看護師さんの方なのでしょうか。また、何人の方が対象となっているのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

ただいまご質問いただいたものの中で、まず資格についてですが、看護業務につきましては看護師資格を持った方に来ていただくという形になっております。

なお、介助員につきましては、教育指導課から出している仕様書では、特に資格等は定めておりませんが、大体どこの派遣業者からも介助員に充てる人に看護師資格を持った方を募集して、そういった方を派遣していただいているので、派遣業者の中として看護師資格ということで募集をかけているといった情報はございます。

続きまして人数につきましては、看護師は来年度28人と見積もってございます。その内訳としましては、小・中学校の修学旅行のほうで15校ございますので15名。そして小学校の5年生が行います野外活動、こちらが10校ございますので10名です。

また、小学校で行っております特別支援学級の合同宿泊学習に1名、小学校で行っております連合運動会に1名、そして予備として1名。合計で28名という形で上げております。

ちなみに介助員の方の人数につきましては、本当にその年度になってみないと、どういう子にどういう介助員を付けられるかということがなかなかわからないところではあるのですが、今年度の実績が44名となっておりますので、その辺から考えまして、予算上では46名の想定とい

うことで計上させていただいております。以上です。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

質問は皆さんにさせていただきましたので。私としては、4月・5月に執行するもののうち、予測ができるものについては、このように作業の平準化がきちっと進むことが働き方改革につながってくると思います。

市役所の方もいいし、教育委員会の方もいいし、業者の方もいいし、誰も損をすることがない、とても良い流れではないかなと思います。

私としてもこういうものをいろいろ参考にさせてもらいたいと思っています。どうもありがとうございました。

○教育長（袴田毅君）

他に質疑等がございましたらお願いいたします。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第28号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

以上で本日の日程は終了しました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議11月定例会を閉会いたします。

午後1時47分 閉会